農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

平成 8 年 12 月 鹿 児 島 県

第1 基本的な考え方

近年、我が国の経済の成長と社会の発展に伴い、余暇時間が増大し、心の豊かさが 求められるなど、人々の価値観が変化している。これにより、豊かな自然に恵まれた 農山漁村や農林漁業への期待と関心が高まり、余暇時間を利用して農山漁村に滞在し、 地域の農林漁業を体験したり、自然に親しもうとする動きが見られる。

このような農山漁村での滞在型の余暇活動は、心豊かな暮らしが求められている中でますます必要性が高まるものと予想されるとともに、それを受け入れる農山漁村においては、情報交流や農林水産物の販路拡大などの効果等により、その活性化の有力な手段として期待されている。

本県は、温帯から亜熱帯まで南北 600km の広大な県土の中で、南国の温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、水稲から畑作物、園芸、畜産等多様な農業生産が展開されているほか、特用林産物等を生産する林業、沿岸・沖合における漁業が盛んである。また、豊富な温泉、貴重で多彩な動植物や数多くの歴史・文化資源等も有している。

県としては、農山漁村において、これら農林漁業や貴重な自然・歴史・文化資源を生かしつつ、人々の多様なニーズに応え、農山漁村での滞在型の余暇活動を促進することによって、農山漁村の活性化と農林漁業の新しい展開を図るため、農村における滞在型余暇活動に資するための機能の整備の促進を図るとともに、併せて、山村及び漁村における滞在型余暇活動に資するための機能の整備の促進を図ることとし、この基本方針を定めるものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

- 1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項
 - (1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、都市等の人々が農業・農村に対する理解を深めながら多様な余暇活動を行えるとともに、農業・農村の活性化に資するよう、次に掲げるような方向で機能の整備が図られるよう努めるものとする。

ア 自然環境の保全や秩序ある土地利用に対する配慮がなされ、農用地その他の農業資源と周囲の環境が一体となって、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい 良好な農村景観が形成されること。

- イ 農業・農村に関する体験施設、宿泊施設等が年間を通じて効率的に利用されるよう、その相互の機能や内容等に配慮しながら、総合的・一体的に整備されること。
- ウ 地域の農業者等により質の高いサービスが提供されるぼか、自然資源やその地域で伝承されている食・工芸・芸能等の諸資源を最大限に生かした多様な余暇活動の場の提供がなされること。
- エ 利用者への PR や宿泊施設の経営者等の研修、類似施設の重複する設置を避けるための調整などが、周辺市町村と連携して広域的に行われること。
- オ 農村滞在型余暇活動の機能の整備により、地域の農業や関連産業が振興され、地域の活性化が図られること。

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、次の事項に留意しつつ、計画的・一体的な整備に努めるものとする。

- ア 農業者を中心とした地域の人々の主体性と創意工夫を最大限に生かすこと。
- イ 農村滞在型余暇活動の利用者のニーズを踏まえながら、農産物の販売促進、農 産加工品の開発・生産等、地域の農業及び関連産業等の振興に資すること。
- ウ 農作業体験等の指導、イベント等の企画・実行、郷土料理や伝統文化の継承などの役割を担うことができる人材の育成・確保と、これら人材のネットワークの形成を図ること。
- エ 農村滞在型余暇活動の場にふさわしい景観形成や優良農地の維持・保全等を図るため、地域の農業者等との調整を行い、土地利用関係法令の適切な運用等により秩序ある土地利用を推進すること。
- オ 農村滞在型余暇活動が、地域の自然や産業、人々の生活環境に対して悪い影響 を及ぼすことがないよう、自然環境との調和、農業の健全な発展との調和、居住 機能との調和等に十分配慮すること。
- カ 農業者や農作業体験施設の運営者等の組織化を図り、地域の主体的な取り組み を進めるとともに、農業団体、市町村等関係者の連携や、市町村間の広域的な推 進体制を整備すること。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ず べき地区の設定に関する事項

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区(以下「整備地区」という。)の設定は、次の要件を満たす地域について行うものとする。なお、土地の利用形態などが同じで、市町村を越え広域的に地区を設

定することにより、より効果的な機能の整備が見込まれる場合、隣接市町村と協議し、 一体的な地区の設定が行われるよう配慮するものとする。

- (1) 農用地等が整備地区内の土地の相当部分を占め、かつ、耕作放棄地や荒らし作り等が少なく、適正に管理され有効に利用されていること。
- (2) 自然環境の保全等に配慮がなされ、農用地等の農業生産が行われている場とその 周囲の環境とが相まって良好な農村の景観が形成されていること。
- (3) 農村滞在型余暇活動への取組みに対する地域的な意識が高く、農村滞在型余暇活動において役割を発揮できる人材がいること。
- (4) 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

なお、整備地区の設定に当たっては、次の諸点に留意するものとする。

- ア 農業者等の合意形成が図られており、農業者等の主体的かつ一体的な取組みの下に、農村滞在型余暇活動に資するための整備が促進されると認められる地区であること。
- イ 農業生産活動及び伝統文化の伝承等の地域社会活動が活発に行われ、余暇活動 に資するための機能を整備することにより、地域の特性を生かした多様な農村滞 在型余暇活動の提供が行われると認められる地区であること。
- ウ 市町村内において複数の整備地区を設定する場合には、各整備地区がそれぞれ に特色ある余暇活動の機能の整備がなされ、それらの地区が有機的な連携のもと に、その成果の確保が図られるものであること。
- 3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等 その他の土地利用に関する事項

整備地区における農用地その他の農業資源が有している多面的な機能を十分に発揮できるように配慮するとともに、農用地その他の農業資源、林地、水辺地等、地域の固有性に配慮しつつ、良好な農村景観の確保を図ることにより、農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の保健機能を増進すること。

このため、良好な農村景観の保全に関する措置、農作業体験の場を設定するため 農用地等の保全・利用に関する措置等を講ずるとともに、土地利用に関する協定等 を活用するものとする。

4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

農作業体験施設等の整備に当たっては、次の諸点に留意して行うものとする。

- (1) 農業者等が自らの創意と工夫により、地域の特性や自然条件等を生かし、かつ清潔さや快適さの確保等利用者のニーズを踏まえた特色のある魅力的な施設等を整備すること。
- (2) 人々が滞在しつつ、農業や農村地域社会に対する理解を深めるための活動ができるよう、多様な内容と形態を有する施設等を整備すること。
- (3) 農業に対する都市等の人々の理解を深めるとともに、地域の農家所得の向上や 就業機会の確保が図られるような施設等を整備すること。
- (4) 女性や高齢者等の働く場を創出し、役割を分担することによって地域の活性化 に寄与できるように配慮するとともに、地域内の意欲ある女性等の起業化に対し 積極的に支援すること。
- (5) 周辺の農業関連の施設や観光施設など類似の施設との重複がないように留意しながら総合的・計画的に配置し、各施設の営業時間や交通体系の調整・整備を行うなど、相互に有機的な連携・活用を進め、四季を通じて効率的な利用と安定した収入の確保が図られるよう配慮すること。
- (6) 地域の自然環境の保全や農業生産活動との調和、良好な景観や生活環境等の保持 ・形成、水質の保全、秩序ある土地利用に十分配慮すること。

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 農業振興地域整備計画、市町村長期計画、その他農業の振興又は農村の整備に関する諸計画等との適正な調整を行うものとする。
- (2) 農産物の加工体験施設、宿泊施設等で利用する食材等の安定供給について協定を締結するなど、整備地区の関係者の連携を推進するものとする。
- (3) 地域の特色のあるものを掘り起こし提供するとともに、その資源の高付加価値化にも配慮するものとする。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

- 1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項
- (1) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1) に加え、次の事項によるものとする。
 - ア 都市等の人々に対して森林・林業体験、その他森林・林業に対する理解を深める ための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地域の特性を生かし、森林の保健

機能が高度に発揮される多様な森林資源が整備され、山村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい緑豊かな山村景観が形成されること。

- イ その整備が林業や関連産業の振興に寄与し、林業所得の向上や就業機会の確保の ほか、国土の保全等森林の持つ多面的機能が高度に発揮される森林・林業地域が形成されること。
- (2) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2) に加え、次の事項によるものとする。

- ア 地域の森林業に関する認識及び理解、特用林産物の販売を通じて森林整備に対す る積極的な協力・参加の推進と地域林業の振興に寄与するようにすること。
- イ 都市等の人々の余暇活動と地域の森林の保全・整備、及び林業生産活動と地域社 会活動との調和ある共存に資すること。
- ウ 地域の森林所有者、森林組合等の意向を勘案して、森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づき、森材の施業と森林保健施設の計画的かつ一体的な整備を図るなど森材の多面的な機能を高度に発揮すること。
- エ 森林施業等の体験については、地質、地形、気象、植生等を勘案して、体験区域 を選定するとともに、区域の明示、作業内容や手順についての適切な指導等、快適 で安全な体験をするための措置を講ずること。
- オ 森林施業等の体験については、森林・林業体験を指導・案内する人材を育成すること。

2 その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4に加え、森林法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

(2) その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して必要な措置に関する事項

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5の事項について山村の現状を考慮し必要な措置を講じるほか、山村滞在型余暇活動の効果的な推進を図るため、地域森林計画、市町村森林整備計画その他林業の振興及び山村の整備に関する計画との調和を図りつつ、森林地域の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等を促進するものとする。

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

- 1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項
- (1) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1) に加え、次の事項によるものとする。
 - ア 都市等の人々に対して漁業の体験、その他漁業に対する理解を深めるための多様 な余暇活動の提供が可能となるよう、良好な漁場や美しい自然環境を保持し,漁村 滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な漁村景観が形成されること。
 - イ 漁ろうの体験等について、地域の漁業者等により安全に対する配慮がなされた質 の高いサービスの提供が行われること。
 - ウ 機能の整備が、漁業や関連産業の振興に寄与し、漁業所得の向上や就業機会の確保など、地域の活性化の進展が図られること。
- (2) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2) に加え、次の事項によるものとする。
- ア 漁村滞在型余暇活動のための機能の整備が、地域の漁業生産との有機的な結びつき のもとに水産物の販売促進等地域漁業の振興に寄与するよう配慮すること。
- イ 漁場の適正、円滑な利用を図る等地域の漁業者と調整の上、漁場環境の維持・保全 に努めつつ関係法令の適切な運用等により、地域の漁業生産活動との調和ある共存に 配慮した整備を推進すること。
- ウ 漁ろうの体験等における利用者の安全の確保や漁業に対する理解の促進を図るため、体験等の指導を行う人材を育成すること。

2 その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4に加え、漁業法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

(2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な措置に関する事項

その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5の事項について漁村の現状を考慮しつつ、必要な措置を講じるほか、漁村滞在型余暇活動を効果的に実施するため漁港整備計画、その他漁業の振興及び漁村の整備に関する計画との調和を図りつつ、関係海面の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等を促進するものとする。

第5 推進体制の整備

1 整備地区における推進体制の整備

農山漁村滞在型余暇活動を推進する地域においては、施設の整備や情報提供等の諸活動を効果的に実施するために、農林漁業者や農作業体験施設の運営者等の組織化を図り、主体的な取組みを促進するものとする。

2 市町村の推進体制の整備

市町村は、関係機関及び農林漁業団体、観光団体等から構成する支援組織を設置し、 農林漁業者等に対して指導・助言等を行うなど、農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。

3 広域的な推進体制の整備

都市側への情報提供、相互の施設やイベント等のネットワーク化、特産品の開発、 関係者の研修等を効果的に行うため、市町村界を越えて関係の行政や各種団体、住民 グループ等による推進協議会を組織化するなど、広域的な推進体制の整備を促進する。

4 都市との連携

都市等の人々との交流を促進し、年間を通じて農山漁村滞在型余暇活動に資する施設の利用者を安定的に確保するため、様々な文化、健康活動の場を提供するとともに、都市側の自治体や企業、各種団体、住民グループ等との組織的な連携を促進する。